

平成 16 年度厚生労働科学研究
(子ども家庭総合研究事業)
報告書

主任研究者 村井 美紀

要保護年長児童の社会的自立支援に関する研究

平成 17 (2005) 年 3 月

目 次

I 統括研究報告

要保護年長児童の自立に関する研究・・・・・・・・・・	1
----------------------------	---

－自立援助ホームの運営実態と利用者調査結果－

村井 美紀

II 分担研究報告

1. 自立援助ホームの運営と職員の意識・・・・・・・・	7
-----------------------------	---

村井 美紀

山田 勝美

2. 自立援助ホームを利用する子どもたちの概要・・・・・・・・	38
---------------------------------	----

－全国の自立援助ホーム－40年の歴史と20の実践」の再集計を通して－

松本 伊智朗

佐々木みちる

要保護年長児童の自立支援に関する研究
—自立援助ホームの運営実態と利用者調査の分析—

主任研究員 村井 美紀 (東京国際大学)

● 研究要旨

本研究は、要保護年長児童の自立支援のあり方を研究することをも目的としている。本年度は3年間の研究計画の1年目で、主に要保護年長児童を専門に支援している自立援助ホームについて、基礎データを収集・分析した。自立援助ホームは、40年の歴史を有するが、1997年に児童福祉法に位置づけられるまでは無認可で活動していた。その後も、その実態を全国的に把握できておらず、本研究で初めて全国の自立援助ホームの実態が把握できた。本年度実態調査をしたのは、「運営の実態」と「利用者の実態」の2点である。

「運営の実態」については、以下のことが判明した。自立援助ホームは、これまでに32箇所開設されているが、すでに閉鎖されたところが3箇所あった。全体的には1997年以降自立援助ホームが増加してきているが、これは単純な数の増加ではなく、地域的な拡大、運営主体の多様化、スタッフの経歴の多彩さなどの特徴をもつ。しかし、一方で閉鎖した自立援助ホームの閉鎖理由の一つに、運営費を確保できない「運営主体の脆弱さ」があった。その脆弱さは、閉鎖した自立援助ホームに限らず、多くの自立援助ホームに共通しており、その結果サービス環境、特に職員待遇の劣悪さを招いている。また、後継者の確保が困難だという課題を抱えることにもなっている。自立援助ホーム自身も、その点について危機意識をもっているが、経済的な問題の根底には自立援助ホームの法的位置づけと、実際の活動の「ねじれ」がある。

自立援助ホームの利用者の実態を概観すると、自立援助ホームは多くの困難を抱えている要保護年長児童に対し、既存の児童福祉施設が十分に機能しないこと、その「谷間」を自立援助ホームが埋めていることを示唆していた。この「谷間」で自立支援がどう機能しているかが、次年度の分析視点の一つになる。しかし、今回、全体の自立援助ホーム利用者の実態を把握しようとしたとき、それが明らかになっているデータは編纂されていなかった。運営主体が多様で、行政がすべてを把握するのが困難であることと、自立援助ホーム自体に、そのような業務を担当する余裕がないのが実情なのであろう。だが、制度・政策としての「自立援助ホーム」のあり方を議論する場合、どのような子どもに利用され、その全体像はどうなっているのかを知ることは不可欠である。本研究の今後の課題とすると共に、今後はいずれかの機関が組織的、統一的かつ継続的な取り組みをする必要がある。われわれの今回の利用者の実態分析は、次年度に平成16年度1年間の利用者悉皆調査を行い、それとの比較研究を行う資料として活用していく。

● 研究分担者

松本伊智朗 札幌学院大学

山田 勝美 長崎純心大学

A 研究目的

要保護年長児童の自立支援を研究するための基礎研究として、全国の自立援助ホームの運営実態を明らかにすること、また、自立援助ホーム利用者の実態を明らかにするため、既存の利用者データを分析し、現在の利用者実態と比較検討するための基礎データをえることを目的とした。

B 研究方法

全国の自立援助ホーム運営実態は、各自立援助ホームを訪問し、ヒヤリング調査を行った。利用者実態に関しては、平成10年度に全国自立援助ホーム連絡協議会が集めた利用者データを分析した。

C 研究結果

I 全国の自立援助ホームの運営実態

1. 自立援助ホーム数の把握

これまで活動してきた「自立援助ホーム」数の確定作業を行い、32箇所を把握した。現在活動中の自立援助ホームとして把握されたのは29箇所、すでに閉鎖されたところは3箇所であった。

数的な推移をみると、1997年以降、自立援助ホームの設立はさらに数的にも地域的にも増加していった。2004年までの13年間で8箇所の自立援助ホームが開設されており、それはそれまでの15年間で15箇所の開設数であることと比較すると、約2倍のスピードで開設がすすめられていることが分かる。

この「加速」はおそらく、1997年の児童福祉法改正で法内施設として位置づけられ、助成金支給の対象になったことが大きく弾みになっているのであろう。さらに、2000年以降に、全国自立援助ホーム連絡協議会が、「都道府県に1箇所の自立援助ホーム

を！」というキャンペーンを展開したことに応じての結果であろう。

自立援助ホームの増加は、単に数的な拡大にとどまらず、質的にも様々な影響をもたらしていることが予想された。

第一に、「地域的な拡大」が自立援助ホームの支援内容にもたらす影響である。これまで東京都を中心に設立されてきた自立援助ホームが、21都府県・政令指定都市に広がったことで、地域によるニーズの差異が支援内容にどう影響してくるか。さらに、同一都・県・政令指定都市に複数箇所の自立援助ホームが設立されたことにより、それぞれの自立援助ホームの役割分担などがどう変わってきているかにも注目する必要があるだろう。また、その地域の自立支援に活用できる社会資源（児童養護施設数や情緒障害児短期治療施設などの児童福祉施設、医療・保健機関や就労先）の有無と、その関係も検討する必要があるだろう。

第二に、自立援助ホームが設立された時期との比較で、地域内の関係機関等との認知度、協力関係がどのように支援内容に影響してくるかも課題となるだろう。自立支援に関わるものたちが、自立援助ホームをどう利用しようとするかも、援助内容を規定する要因となるからである。

2. ヒヤリング調査の結果

29箇所の自立援助ホームのうち、実際にヒヤリング調査を実施できたのは、25箇所である。

ヒヤリングは、

①自立援助ホーム運営の実態

（運営主体・運営費・定員数・建物・スタッフの待遇）

②関わっているスタッフの経歴と意識

の2点を中心にヒヤリングした。その結果は以下のとおりである。

①同じ「自立援助ホーム」といっても、運営主体は多様であった。歴史的な経過でそれを俯瞰すると、はじめにボランティア活動から始めた自立援助ホームが活動をはじめ、やがて独自に社会福祉法人を設立している。その後自立援助ホーム活動の必要性を認識した児童養護施設運営法人がその設立に乗り出し、さらに社会福祉法人格を持たない(あるいは別の形態を模索する)関係者がNPO法人格という選択をしている。なお、「任意団体」という運営主体も残る。

②自立援助ホームに対する社会福祉法人の支援は、法人の性格により異なっている。「単独」型の社会福祉法人やNPO法人は、自立援助ホームの運営を支えることを目的に組織されているので、財政的にバックアップすることをはじめとした全面的なバックアップ体制をとっている。「複合施設運営」型の社会福祉法人は、支援するために社会福祉法人の財政的・人的な資源の「持ち出し」をすることになり、理事会の深い理解をえなければならない。既存の社会福祉法人が自立援助ホームの運営に二の足を踏む理由がここにある。任意団体立の自立援助ホームは、その趣旨に賛同する支援者の善意によって支えられてはいるが、「孤軍奮闘」の観は否めない。

③社会福祉法人立の自立援助ホームは、法人の支援と合わせて各自治体による補助金上乗せがあることで、自立援助ホームの運営が何とか確保されている。それでも安定した運営というわけにはいかない。また、各自立援助ホームの運営費の格差は自治体補助金の格差をそのまま反映していることがわかる。また、自治体が国基準に上乗せしている金額もあくまでも「補助金」であるので、今後自治体財政悪化による補助金カットが予想されるなど、緊迫した財政事情にある。

④自立援助ホームが 1997 年に児童福祉法に位置づけられ、公的な補助金が保障されたことの意義は大きい。このことにより、自立援助ホームの設立が加速されたことは確かである。しかし、NPO法人立、任意団体立の自立援助ホームの運営費は、社会福祉法人立のそれと比較すると、さらに厳しい状況にある。そこで、活動に必要な経費を捻出するために、法人、自立援助ホームスタッフが一体となって、資金獲得のための活動に取り組む、あるいは経費の節減に努めるなどの努力をしなければならないことになる。これは、「さきがけ期」当時の自立援助ホームの状況と重なるものがある。

⑤自立援助ホームの利用定員は、多くが 5～6 名である。その他、10 名定員、12 名定員、20 名定員の自立援助ホームがある。同じ自立援助ホームといっても、そこでの生活集団規模が利用者の生活にどのような影響を持つのかは、次年度の検討課題である。さらに、入所定員に関しては、各ホームとも試行錯誤段階で、今後とも流動性が予想される。また、性別によって入所を分けている自立援助ホームと男女混合で入所させている自立援助ホームがある。利用者の性別によって入所を限定している理由は一律ではない。一方、男女を混合で受け入れている自立援助ホームがどのような理念を持って受け入れているのかは、今回のヒヤリングでは明らかにできなかった。

⑥自立援助ホーム用の物件の確保が困難な理由が、自己所有物件であっても、賃貸物件であっても、その「費用」を捻出する困難さがあることは「想定内」であった。しかしそれ以外にも、自立援助ホームにふさわしい広さ、間取りや設備(複数のトイレや洗面所などがあつたほうが都合がよい)を備えた物件が、建売・賃貸物件とも少ないことや、自立援助ホームに対する地域、

不動産屋、家主の理解をなかなかえられない困難、また物件が個人所有の場合、その個人が事業から手を引いた場合にはその物件も利用できなくなるなどのリスクを抱えていることがあきらかになった。

自立援助ホームが利用する物件の確保については、個人的な努力だけでは限界があることは明らかである。自立援助ホーム用の物件を確保するためには、一般地域社会に対して社会的な信用を持つ社会福祉法人や行政などの保証のもとに、物件の確保がなされる必要がある。

⑦職員体制に関しては、自立援助ホームのなかでは比較的恵まれた職員体制を確保できているといえる「社会福祉法人立」の自立援助ホームであっても、職員の勤務条件は厳しい。勤務条件を厳しくしているのは、夜勤を中心にしたローテーション体制と、毎日の食事の提供を行う体制を維持する必要があるからである。特に、2～3人のスタッフで毎日の夜勤体制を維持するのは困難である。

⑧特に、NPO法人や任意団体が設立した自立援助ホームの職員体制は、基本的には「常勤職員 1 人体制」であった。しかし、実態は財政事情が常勤職員の給料を 1 人分しか支払う力量がない、という事情による体制であり、1 人では補えない部分を、常勤職員が超人的に働くことでカバーしている、あるいは「非常勤」分の人件費で常勤職と同じような労働をボランティア的に行う、住み込みで家族の生活を犠牲にして働くことによって、なんとか運営を維持しているというのが実情である。

⑨人件費確保を困難にしている 1 つに、自立援助ホームの法的位置づけがある。自立援助ホームの行う事業は法的には「第 2 種社会事業」であり、補助の対象として食事や

宿舍提供の経費は性格的に位置づけにくいであろう。そこで、行政としては補助金は「全部を『込み』でみる」という予算編成の理由付けしかできないのが実態であろう。ここに、法的位置づけと実態の「ねじれ」が生じている。

⑩運営体制をみると、NPO 法人による自立援助ホームは、「立ち上げるには都合のよい方法」であるが、「運営を継続的に行うためには、かなり困難な状況」にあるといえる。

さらに、このような状況からは、「現状の困難」だけではなく、「将来の後継者を養成できない」という困難を抱えていることがわかった。そのなかで、唯一例外的に「あすなろ荘」が「後継者育成計画」の下で人事交代がおこなわれており、ここから学ぶべきことがあると思われる。

⑪スタッフの経歴をみると、主力となっているスタッフの多くが、かつて児童養護施設・児童自立支援施設の職員であることがわかった。また、最近では施設関係者のみならず里親やフリースクール関係者など、その裾野がひろがってきていることがわかる。

⑫開設動機は、その時代の要保護年長児童を取り巻く環境が影響していた。特に最近の設立動機は、要保護年長児童の抱える問題に対して既存の児童養護関係施設の限界を感じ、それを乗り越えるために開設したと語るものが多かった。また、1990 年代以降、行政主導で設立された自立援助ホームがあったが、その自治体の設立動機に関してはヒヤリングできていない。

Ⅱ 自立援助ホーム利用者の概要

自立援助ホームを利用する子どもたちに関して全国的な概要を示す統計資料は、今のところない。ここでは、現時点で使用する資料に基づいて、自立援助ホームを利用する子どもたちの概要を示した。

①平成 10 年度の時点で分析対象となった自立援助ホームは 19 である。全ホームの定員合計は 169 名、平成 10 年度の全国の自立援助ホームを利用した実員数は 221 名で、在籍平均は 204 日である。1 ヶ月から 3 ヶ月の期間のものをもっとも多い。

②入所経路をみると、利用している子どもの多くが「非行問題」に巻き込まれていることがわかる。「非行問題」を受け止める社会資源が不足する中で、自立援助ホームがその機能を果たしていた。また、社会的養護を直接的に担う機関として自立援助ホームが機能していること共に、特に 10 代後半の場合既存の児童福祉施設が十分に機能しないこと、その「谷間」を自立援助ホームが埋めていることを示唆している。「その他」では本人が多くを占める。いったん退所した後の再入所であると思われる。支援の継続性の必要を示唆する。

③入所前に起きていたことをデータから分析すると、過半数のものに「家族・家庭」に関する記述がある。彼らの生活を支える資源としての家族の脆弱さを示唆する。本人に関する記述では「居住」「仕事」「虞犯・触法」が多く、「住むところ・落ち着くところのなさ」、「仕事に就くことの難しさ」、「非行問題への直面」は、支え手のなさ、社会的活動の狭さ、社会的経験と社会関係の貧困さを示唆する。また、全体の約 7 人に 1 人が、疾病、障害を持っている。この中には精神的疾患・障害を含む。

④退所時・退所後の状況は、退所後の行き場・居場所としては、「プライベートな関係」、「住み込み・会社の寮」の順に多く、ついでアパート等である。他施設へ移行も約 7 人に 1 人ある。

「行方不明」「退所扱い」など、きちんとした方針・行き場が決まらず自立援助ホームを離れる子どもたちは、約 7 人に 1 人になる。仕事をしているものは、短期的・不安定なものを含めても半数に満たない。

今回使用した資料は、調査の基準日が不明確、各ホームにより記述方法がまちまちであるなど多くの限界を持っている。しかしながら上記の試みは、個票の再整理と集計作業を通して、自立援助ホームを利用する子どもたちの全体像の一端をある程度把握することができたのではないかと。

D 考察

自立援助ホームは、多くの困難を抱えている利用者の状況を概観すると、要保護年長児童に対し、既存の児童福祉施設が十分に機能しないこと、その「谷間」を自立援助ホームが埋めていることを示唆している。

しかし、全体の自立援助ホームの利用者の実態を把握しようとしたとき、それが明らかになっているデータは編纂されていなかった。運営主体が多様で、行政がすべてを把握するのが困難であることと、自立援助ホーム自体に、そのような業務を担当する余裕がないのが実情なのであろう。だが、制度・政策としての「自立援助ホーム」のあり方を議論する場合、どのような子どもに利用され、その全体像はどうなっているのかを知ることが不可欠である。本研究の今後の課題とすると共に、いずれかの機関が組織的、統一的かつ継続的な取り組みをする必要がある。

近年自立援助ホームは増加してきている。この増加は、単純な数の増加ではなく、地域的な拡大、運営主体の多様化、スタッフの経歴の多彩さなどの特徴をもつ。しかし、一方で閉鎖する自立援助ホームも出現している。閉鎖理由の一つに、運営費を確保できなかった運営主体の脆弱さがあった。その脆弱さは、閉鎖した自立援助ホームに限らず、多くの自立援助ホームに共通しており、その結果サービス環境、特に職員待遇の劣悪さを招いている。また、後継者の確保が困難だという課題を抱えることにもなっている。自立援助ホーム自身も、その点について危機意識をもち、様々な議論がなされようとしている。この問題を議論する際には、経済的な問題の根源に、自立援助ホームの法的位置づけと、実際の活動の「ねじれ」があることを指摘しておきたい。

運営実態がどう影響するかという視点からも自立支援のあり方を探っていく必要がある。

以上の今年度研究成果を、来年度以降の課題である「要保護年長児童への自立支援内容」の分析視点として位置づけていきたい。

E 結論

自立援助ホームの利用者の実態を概観すると、自立援助ホームは多くの困難を抱えている要保護年長児童に対し、既存の児童福祉施設が十分に機能しないこと、その「谷間」を自立援助ホームが埋めていることを示唆していた。この「谷間」の意味を分析することは次年度の課題の一つになる。

現在、近年設立が相次ぎ、自立援助ホームが増加していることは、これは、おそらく多くのニーズがあることを物語っているであろう。しかし、要保護年長児童の自立を支援するための安定した運営をする体制は不十分であり、そのための財政保障が求められている。補助金の増額を困難にしているのは、実際の事業内容と法的位置づけの「ねじれ」があるからである。

これを踏まえ、次年度の課題である「自立支援内容」を分析する際に、このような

自立援助ホームの運営と職員の意識

主任研究員 村井 美紀（東京国際大学）

● 研究要旨

「自立援助ホーム」は長い間無認可事業として展開されており、その全体像は明らかにならなかった。1997年に児童福祉法に法内事業として位置づけられてからも、その状況は同じである。そこで本研究では、「基礎研究」として平成16年度に自立援助ホームの運営実態を把握することを目的に、全国の訪問ヒヤリング調査を行った。この結果、①全国の自立援助ホームは平成16年度29箇所存在している、②運営主体は社会福祉法人、NPO法人、任意団体と多様である、③財源は、国基準の補助金の他、各自治体の上乗せ分や運営主体毎の資金調達努力によって、差が生じている、④その差は、建物や人件費の差となって現れている、⑤関係者の多くは、公的資金の増額を望んでいる、⑥しかし、多くの資金を必要とする理由と、制度的に第二種事業としての位置づけとのズレがあることが分かった。今後、このような課題を抱えながら行われている自立支援の内容を分析していくことが、本研究の目的であり、その際にこのような実態をあきらかにしたことで、分析の視点を明確にできたことが、今年度の研究成果である。

● 研究協力者（50音順）

安藤 真知子 和光大学大学院
小田 東雄 元東京都職員
佐々木みちる 北海道子どもの虐待防止協会
高橋 由美子 同仁学院子ども家庭支援センター「シャローム」
戸川 安俊 自立援助ホーム「ベアーズホーム」
長谷 あゆみ 北海道子どもの虐待防止協会
長谷川 洋昭 日本社会事業大学大学院
前川 礼彦 青少年福祉センター新宿寮
松本 伊智朗 札幌学院大学
元良 美佐子 東村山市保健福祉部
山田 勝美 長崎純心大学

A 研究目的

全国の自立援助ホームの実態を把握しようとした時、既存のデータではいまだ全体像が明らかになっていなかった。そこで、本研究は全国の自立援助ホームの運営実態と職員の経歴、意識について明らかにし、来年度に予定する援助内容、援助方法を検討するための基礎データを収集することを目的にしている。しかし、自立援助ホームは長年、無認可の事業として有志によって遂行されてきた事業であり、そこには先達による多くの経験の蓄積がなされていると予測されるが、それを規定する事業体は、おそらく一様ではないであろう。そこで、その事業体の実態や、実際の職員の働き方、意識を踏まえたうえで次年度の研究を進めるための基礎データを収集することが、本年度の研究目的である。

B 研究方法

各自立援助ホームの運営実態を把握するために、全国の自立援助ホームを調査員が訪問してヒヤリング調査を行った。⁽¹⁾

初めに、自立援助ホームについて調査を始めるにあたって、全国の自立援助ホーム数を確定する作業を行った。

自立援助ホームの名簿は、全国児童養護施設協議会の会員名簿に「平成 11・12 年度版」から掲載されている。それによると平成 11・12 年度版、平成 13・14 年度版では全国で 20 箇所、平成 15・16 年度版では 22 箇所の自立援助ホームが掲載されている。さらに、「第 52 回全国児童養護施設長研究協議会資料」によると、平成 16 年 6 月 30 日現在で自立援助ホームは 28 箇所となっていた。しかし、その名簿にはすでに閉鎖された自立援助ホームが含まれており、さらに平成 16 年度中に開設された自立援助ホームが含まれておらず、入手した名簿のどれもが不十分な名簿であることが判明し

た。

そこで、「全国自立援助ホーム連絡協議会」の事務局に問い合わせ、事務局が把握している名簿と照らし合わせながら、平成 16 年度に実際に活動している自立援助ホームを確定した。あわせて各自立援助ホームへ「調査の御願い」を郵送し、その応答で現在活動している自立援助ホームを確定していった。それと同時に 16 年度中に開設した自立援助ホームに関しては、関係者への問い合わせを行い、これらのすべてを照合して調査対象とする自立援助ホームを把握することができた。(表 1 参照)

その結果は、これまでに全国で 32 箇所の自立援助ホームが存在したことが明らかになった。また、そのうちすでに 3 箇所の自立援助ホームが閉鎖しており、現在活動していると思われる自立援助ホームは「29 箇所」と確定した。

C 調査結果の概要

1. 自立援助ホームの設立時期

今回把握できた自立援助ホーム 32 箇所を、設立年代順にみると、表 1 である。年代順にこれを読み取っていけば、1958 年から 1970 年代までに設立された自立援助ホームは、青少年福祉センター、青少年と共に歩む会の 2 法人が設立した 4 ホームだけで、これらのホームはいずれも東京に集中している。これらの自立援助ホームは、15 歳で施設を出なければいけなかった児童養護施設出身者のための「居場所」を提供するために、まったくのボランティア精神で設立されたことが、数々の出版物から読み取れる。また、公的な資金援助はなく、運営自体もまったくのボランティア活動によるもので、場所も東京都だけに限られていた。この時期は、自立援助ホームの「さがけ期」と位置づけられるだろう。

その後、1980年代から、児童福祉法に第二種社会福祉事業として位置づけられる前までの時期の自立援助ホーム設立動向を見ると、数的な拡大とともに地域的な拡大が見られることが特徴である。この時期には、先に開設されていた4ホームも合わせて、19箇所の自立援助ホームが開設されている。

地域的には、東京都であらたに4箇所開設されている。そのうち、青少年と共に歩む会で3箇所目を開設しているが、あらたに三法人が設立・運営に参加し、あわせて8箇所となっている。また、それ以外の9府県で11箇所の自立援助ホームの設立が相次いだことがこの時期の特徴である。この時期に開設された自立援助ホームのうち3箇所が、すでに閉鎖してしまっていることも注目される。

1997年以降、自立援助ホームの設立はさらに数的にも地域的にも増加していった。2004年までの8年間で13箇所の自立援助ホームが開設されており、それまでが15年間で15箇所の開設数であることと比較すると、約2倍のスピードで開設がすすめられていることが分かる。そして、その動向はさらに加速しながら現在も引き続いている。

この「加速」はおそらく、1997年の児童福祉法改正で法内施設として位置づけられ、助成金支給の対象になったことが大きく弾みになっているのであろう。さらに、2000年以降に、全国自立援助ホーム連絡協議会が、「都道府県に1箇所の自立援助ホームを！」というキャンペーンを展開したことに応じての結果ともいえる。

自立援助ホームの増加は、単に数的な拡大にとどまらず、質的にも様々な変化をもたらしていることが予想される。

第一に、「地域的な拡大」がもたらす自立援助ホームのニーズの差異である。これまで東京都を中心に設立されてきた自立援助

ホームが、21都府県・政令指定都市に広がったことで、地域によるニーズの差異が、入所者や支援内容にどう影響してくるか。さらに、同一都・県・政令指定都市に複数箇所の自立援助ホームが設立されたことにより、それぞれの自立援助ホームの役割分担などがなされているのか否かにも注目する必要があるだろう。また、その地域の自立支援に活用できる社会資源（児童養護施設や情緒障害児短期治療施設などの児童福祉施設、医療・保健機関や就労先）の有無やそれとの関係性も検討する必要があるだろう。

第二に、設立された時期と、地域内の関係機関の認知度、協力関係がどのように支援内容に影響してくるかも課題となるだろう。自立支援に関わるものたちが、自立援助ホームをどう利用しようとするかも、援助内容を規定する要因となるからである。

2. 閉鎖した自立援助ホームの事情

閉鎖した自立援助ホームの存在は、われわれに新たに「なぜそれらの自立援助ホームは閉鎖したのか」という課題を提示した。なぜならば、平成16年度に活動している自立援助ホームのなかにも本年度をもって閉鎖するところがあり、今後もそのような事態を迎える自立援助ホームが存在することが予測されるからである。

閉鎖した3箇所の自立援助ホームの閉鎖した事情はそれぞれ異なる。「青雲寮」（兵庫県）は1994年に開所したが、翌年「阪神淡路大震災」に見舞われた自治体が、復興支援のための財政難で自立援助ホームへの補助金を打ち切らざるをえなかったことが原因とみる。⁽²⁾

甲斐ホーム(1998年度からは「石川県自立援助ホーム」となる)は、当初「石川方式」といわれる運営形態をとった。甲斐ホームの運営を石川県下の児童養護施設の連合である「養

護施設協会」が担い、各児童養護施設は「施設分担金」を支払うこととしたのである。「施設分担金」は各施設が毎年支払うもの（@36万円×8施設）であり、県・市からの補助金（約500万円）、児童養護施設職員などで構成される「支援する会」からの協力金（@6000円）とあわせて、運営費に大きな割合を占めていた。

閉鎖にいたる経過は、皮肉にもこの「石川方式」といわれる運営形態から生じている。1990年、これまで県下全施設が担ってきた「施設分担金」の納入率は半減してしまう。『施設分担金』は当面自立援助ホームの運営が軌道に乗るまで」という認識、あるいは根本的に「児童養護施設の子どもは出身施設がアフターケアとして責任を持つべき」という異論が出て、養護施設協会の足並みがそろわなくなったことが原因である。1990年以降、甲斐ホームの運営主体は養護施設協会からホーム長の所属する法人を含む4つの施設代表からなる「自立援助ホーム委員会」に移され、ホーム長の所属する法人が補助金の受け皿となった。

閉鎖にいたった直接のきっかけは、ホーム運営を担ってきた甲斐夫妻の「引退宣言」である。実際の自立援助ホームの運営は、甲斐夫妻の献身的努力によってなされていた。言い換えれば、他のスタッフやボランティアの支援を受けず、一身に担ってきた上での「引退宣言」である。「子どもたちとの厳しく孤独なたたかひの連続」と「その苦労を物心両面で支えるべき運営主体のギクシャク」に「ホーム長夫妻の忍耐も限界を超えた」という事情のようである。

ホーム長夫妻の引退宣言は、事実上の自立援助ホームの閉鎖を意味した。その理由の第一は、自立援助ホームの建物がホーム長の個人所有であったこと、さらにこの事業を引き継ぐ後継者の不在も、閉鎖にいたる諸要因と考えられる。⁽³⁾

また、2004年度末をもって、青少年と共に歩む会が運営する3箇所の自立援助ホームのうち経堂憩いの家が閉鎖する予定である。その

事情に関しては「歩む会通信No59号（2005年2月15日発行）」に経過とともに詳しく述べられている。ここは、3つの寮を寮母3人がおのおの受け持ち、3箇所をローテーションを組んでまわる男性スタッフの5人と2人宿直体制を組んできた。今回1箇所を閉鎖する事情を要約すれば、厳しいローテーション勤務のもとで、後継者が養成できなかったことが要因となっていることがわかる。

1993年に開設されたが2004年に閉鎖した「もみの木」、同じく1993年開設し2004年度末で閉鎖する「やまびこ」に関しては、今回調査できなかった。

注(1)自立援助ホームの起源をたどると、1953年に設立された「神奈川県立霞台青年寮」にたどり着く。しかし、ここはすでに1979年に閉鎖されており、今回の調査対象からは除外した。霞台青年寮に関しては、「児童自立支援施策の成立と展開」（長谷川 2004）に詳しいので参照されたい。（長谷川洋昭 平成16年度修士論文 日本社会事業大学大学院博士前期課程 2004）

(2) 2005年1月7日、全国自立援助ホーム連絡協議会事務局ヒヤリングより

(3) 「石川県自立援助ホームのく死と再生」(安川実)

表1 自立援助ホーム設立年表

	1960	1970	1980	1990	2000	備考
1. 新宿寮 (東京都)	1958～					
2. 三宿憩いの家 (東京都)		1967～				
3. 清周寮 (東京都)			1974～			
4. 経堂憩いの家 (東京都)			1974～			
5. 祖師谷憩いの家 (東京都)			1982～			
6. 大阪ミカエラの家 (大阪府)			1983～			
7. 鳥取フレンジ (鳥取県)			1984～			
8. ミカエラホーム (東京都)			1985～			
A 甲斐ホーム (石川県)			1985～2002			98年「石川県自立援助ホーム」と改称。
9. あすなろ荘 (東京都)			1988～			
10. 慈泉寮 (愛知県)			1991～			
11. えんどうホーム (横浜市)			1992～			
12. 島添ホーム (沖縄県)			1992～			
13. 天神ホーム (兵庫県)			1992～			8年ほど前から運営休止状態。
14. やまびこ (仙台市)			1993～			
B もみの木 (東京都)		1993～2004				04年閉鎖。
15. 東樹 (京都府)			1994～			
C 青雲寮 (兵庫県)			1994～1995			震災翌年市補助金打ち切りにより閉鎖。
16. 大阪自立援助の家 (大阪府)				1996～		
17. 星の家 (栃木県)				1997～		
18. せんだんの家 (仙台市)				1998～		
19. 岡田ホーム (高知県)				1998～		
20. 双葉ホーム (北九州市)				1998～		
21. ベアーズホーム (埼玉県)				2001～		
22. デンマーク牧場 (静岡県)				2002～		
23. 元気さん (東京都)				2003～		
24. ピアホーム (鳥取県)				2003～		
25. ふじえホーム (神奈川県)				2003～		
26. カーペディエム (埼玉県)				2003～		
27. 人カ舎 (千葉県)				2004～		
28. 風の家 (群馬県)				2004～		
29. ふきのとう (大分県)				2004～		

3 ヒヤリング調査の実施と結果

3-1 ヒヤリング調査の実施

前記の要領で把握した 29 箇所 of 自立援助ホームに対し、以下のような手順に従い、ヒヤリング調査を実施した。

はじめに、調査研究の趣旨と協力依頼を述べた文書を各自立援助ホームに発送した。その際、全国自立援助ホーム連絡協議会の賛同をえていることも付記した。さらに、12 月に開催された「全国自立援助ホーム連絡協議会埼玉大会」において調査協力依頼を重ねて行い、結果的に 25 箇所の自立援助ホームにおいてヒヤリング調査を実施することができた。

今回ヒヤリング調査が実施できなかった自立援助ホームは、「拒否」が 1 箇所、「年度内にスケジュール調整がつかない」が 3 箇所であった。この 3 箇所に関しては、次年度ヒヤリングを実施する予定である。

3-2 ヒヤリング調査の内容と結果

ヒヤリング内容に関して、今年度われわれは自立援助ホームの設立・運営形態を明らかにしようと考えた。なぜならば、自立援助ホームの基盤となる運営組織のあり方が、利用者の自立支援方法や内容を規定する要因となると考えたからである。

以下に、それを

- (1) 自立援助ホームの組織、
 - (2) 自立援助ホームの運営実態、
 - (3) 自立援助ホームスタッフの意識、
- という項目にまとめている。

(1) 自立援助ホームの組織

① 運営主体

25 箇所の自立援助ホームは、22 の法人あ

るいは任意団体によって運営されていた。それを大まかに区別すれば、社会福祉法人による運営、NPO 法人による運営、任意団体その他、に区分される。

A 社会福祉法人立の自立援助ホーム

社会福祉法人立の自立援助ホームは 12ヶ所で、そのうち青少年と共に歩む会が 3 つの自立援助ホームを運営しているので、法人数は 10 法人である。さらに社会福祉法人と自立援助ホームの関係を以下のように分類して整理した。

第一は、自立援助ホームを運営するために設立した社会福祉法人で、これを「単独」型とする。このタイプの自立援助ホームは、「清周寮（社会福祉法人清友会）」、「経堂・三宿・祖師谷憩いの家（青少年とともに歩む会）」である。「青少年福祉センター新宿寮」は、ヒヤリング当時は「財団法人」ではあるが、タイプとしてはこれに類すると考えてよいだろう。（なお新宿寮は 2005 年度より清周寮とともに「社会福祉法人青少年福祉センター」のもとに運営される予定である）

第二は、もともと児童養護施設等の社会福祉施設を運営していた法人が自立援助ホームを運営するタイプで、これを「複合施設運営」型とする。このタイプの自立援助ホームは「双葉ホーム」（児童養護施設「双葉学園」と運営している「社」双葉会）、島添ホーム（児童養護施設「島添の丘」及び島添の丘分園型自活訓練事業『ファミリーホーム』を運営している「社」豊友会）、慈泉寮（10 事業 22 施設を運営する大規模法人で児童養護施設「名古屋養育院」を運営している「社」昭徳会）、あすなろ荘（児童養護施設子供の家を運営している「社」子どもの家）、鳥取フレンド（児童養護施設「鳥取こども学園」、情緒障害児短期治療施設、保育所、学童クラブなど児童関係全般の事業を運営している「社」鳥取こども学園）

ミカエラホーム（母子生活支援施設、女性のためのシェルターなどを運営している「社」礼拝会）せんだんの家（障害者施設、高齢者施設等多くの施設を運営している社会福祉法人で、児童福祉関係では保育所を運営している「社」東北福祉会）などがこれにあたる。

第三に、「やどかり」型と命名できるタイプで、これは公的な補助金の受け皿として既存の社会福祉法人もとにあるタイプで、それ以外の具体的関わりはない。ふじえホームがこのタイプである。

B NPO法人立の自立援助ホーム

NPO法人立による自立援助ホームは、10箇所である。そのうちベアーズホームとカーペディエムは同一法人の運営であるので、NPO法人数は9法人である。

NPO法人による運営を選択したのは、それぞれの事情による。第一にあげられる理由は、地方公共団体から補助金を受け入れるための公的組織を求められ、社会福祉法人を設立する準備が整わない場合にNPO法人を立ち上げた、という事情である。このタイプは、ふきのとう（NPO法人青少年の自立を支える青空の会）、風の家（NPO法人青少年の自立を支える群馬の会）、ベアーズホーム・カーペディエム（NPO法人青少年の自立を支える埼玉の会）、星の家（NPO法人青少年の自立を支える会）の5箇所、これらは設立と前後してNPO法人格を取得している。人力舎は、設立1年目である2004年度は補助金の受け皿としてとりあえず他のNPO法人の名義を借りているが、2005年度には自前のNPO法人を設立する予定である。

同じくNPO法人格を取得している3箇所の自立援助ホームでは、その取得目的、経過にそれぞれの事情があった。「大阪自立

援助の家（NPO法人青少年自立援助会）」は、1996年開設当初は任意団体として活動していたが、1999年NPO法人の認証を得た。ただし、ここは『自立援助ホーム』の認可は受けていない。「ピアホーム」は、自立援助ホームを新設するにあたり、「虐待を受けた子どもの支援には縦割り（福祉のみ）ではないほうがよい」ということでNPO法人にして、司法・教育などの関係者との共同を意識し、NPO法人を選択している。同じく「元気さん」も、自立援助ホームの他に社会福祉法人立の保育所や有限会社の経営による老人福祉サービスなど多角経営を行っている経営者によって運営されている。自立援助ホーム事業を開始するにあたってNPO法人を選んだのは、このほうが社会福祉法人よりも自由で柔軟に運営できるという理由による。これら二つの自立援助ホームのタイプは、社会福祉法人の「複合施設運営」型に準じるタイプともいえよう。

C 任意団体立の自立援助ホーム

3箇所の自立援助ホームは、任意団体として運営していた。岡田ホームは、1998年が開設年度となっているが、開設者である岡田夫妻は、当初から自立援助ホームの開設を目指していたのだが、それに先立ち1988年から、障害者生活ホームや不登校児童支援事業を自治体から依頼されて行っていた。その実績が認められ、任意団体として補助金を支出されている。

天神ホームの運営主体は、神戸の児童養護施設関係者5名で構成される「天神ホーム運営委員会」である。5名の運営委員はおのおのが児童養護施設の現役の職員であり、彼らのボランティア活動によって成り立っていた。現在、自立援助ホームとしての活動は休止している。（1997年より要保護年長児童の入所はない）

「デンマーク牧場子どもの家」は、他に老人福祉施設・病院なども経営している法人が関わっている。自立援助ホームとしての活動を始める以前から、宗教法人として不登校の子どもたちの受け入れを行っていた。しかし、そのためには保護者がそれなりの費用を負担することが条件で、本当に受け入れが必要な子どもたちが費用負担できずに受け入れられなかった。この現実を打開するために『自立援助ホーム』という枠組みを活用するということで、任意団体として2002年に補助金を受けることになった。

このように、同じ「自立援助ホーム」といっても、運営主体は多様であった。歴史的な経過でそれを俯瞰すると、はじめにボランティア活動から始めた「任意団体」立の自立援助ホームが、長年の活動実績をもとに「社会福祉法人化」を実現し、その後自立援助ホーム活動の必要性を認識した自治体の呼びかけや、児童養護施設運営法人自身が必要性を認識し、設立に乗り出した。さらに、社会福祉法人格を持たない(あるいは別の形態を模索する)関係者がNPO法人格という選択をしている。それでもなお、「任意団体」という運営主体も残る。

② 運営主体と自立援助ホームのかかわり

運営主体と自立援助ホームのかかわりを、運営主体が、具体的にどのように自立援助ホームを支援しているかという視点から分類した結果を、以下に示す。

A 社会福祉法人の支援内容

単独型の社会福祉法人によって運営されている自立援助ホームは、設立目的がその運営を維持するためであるので、協力関係を特に論じる必要はない。むしろ社会福祉法人が主力となって多くの支援団体、個人を組織する

活動をしている。また、自立援助ホームの日常の運営もバザーの手伝いや、食事ボランティア、裁縫ボランティア、夜間宿直ボランティアなどを法人として組織的に取り組んでいる。

複合施設運営型の社会福祉法人と自立援助ホームとの関係をみると、社会福祉法人が様々な形で自立援助ホームを支えていることがわかる。たとえば、「せんだんの家」は、法人が自立援助ホーム用の家屋を建設し、それを月10万円の賃借料で貸与している。また、スタッフは法人職員として福利厚生が受けられ、さらに法人内の施設において清掃や調理スタッフとして自立援助ホーム利用者を雇用するなど、全面的なバックアップをしている。

島添ホームは、ホーム長が同法人の運営する児童養護施設長兼任で、児童養護施設の臨床心理士も兼任で自立援助ホームのメンバーを支援している。さらに法人支援団体の会費収入がメンバーへの貸付金に利用されるなど、法人内での支援が多々なされている。

その他にも、自立援助ホームのメンバーが児童養護施設の行事にも参加(双葉ホーム)、主に子どもたちへの金銭的援助を目的として、慈泉寮の子どもたちを支える会「泉の会」を組織している(慈泉寮)、法人が経営する駐車場の利用料約600万円を「法人援助金」として補助する(あすなろ荘)など、経済的、人的なバックアップ、あるいは法人自体が自立支援のための社会資源としての機能を提供するなど、全面的なバックアップをしていることがわかった。

「やどかり」型の自立援助ホームは、補助金の受け皿として名義を貸してくれること自体が大きなバックアップといえるが、それ以外の具体的な支援に関して聞き取ることができなかった。

B NPO法人立の自立援助ホームの

支援組織と支援内容

NPO法人は、自立援助ホームの運営をさせるための組織として、公的補助金の受け皿、それ以外の資金を法人会費や寄付金などによって調達するため、また人的支援をえるための法人として設立されている。

NPO法人立の自立援助ホームのなかで、「NPO法人青少年を支える会」という名称を冠している法人は、多くの会員を組織している。会員たちは、年会費や寄付金の支払い、運営資金確保のためのバザーやチャリティ行事のボランティア、自立援助ホームの食事づくりボランティアなどとして、自立援助ホームの運営にかかわる活動を積極的に担っている。

会員たちは行政機関や公立、民間の福祉関係者、福祉施設の職親、家庭裁判所職員や弁護士、社会福祉関係の大学教員、学生、学校関係者やさらには青年会議所OBやロータリークラブ、一般市民などで組織され、各法人は、その裾野をさらに広げる努力をしている。

だが、同じNPO法人といっても、地域によって様々な事情がある。

県内2番目の自立援助ホームとして開設したピアホームは、児童相談所関係者、弁護士や教育機関関係者の支援を受け、「子どものサポートを支援する会」（71個人・団体）を組織している。理事会には、同じ県内にある鳥取フレンド関係者を理事に迎え、先達が積み上げた実績から学び、また行政とのパイプ役も果たしてもらうなど、比較的スムーズなスタートを切っている。行政機関との連携も比較的スムーズに進められている。

しかし、このような先達が存在しない地域で開設した自立援助ホームは、県内関係者の理解と協力を得ることからはじめなければならない、これがこれからの大きな課題

になってくるであろう。特に、大阪自立援助の家はNPO法人理事長と自立援助ホームのホーム長を兼ねたスタッフが実質ひとりで運営しており、今後のあり方を模索している。

社会福祉法人の「複合施設運営」型に準じるタイプであるNPO法人は、複合施設型の社会福祉法人とほぼ同様の支援を受けている。「元気さん」を運営しているNPO法人は、他に社会福祉法人として保育所や高齢者・知的障害者福祉事業を行っているが、あえて自立援助ホームはNPO法人立にしている。もともとは宗教法人として寺院の経営をしており、同時に民生委員活動から葬儀扶助等を行っていた。その他に有限会社で訪問介護事業も行っている。自立援助ホームは、理事長夫妻が里親も行っている関係で始めた、同族による多角的な社会福祉事業を展開している中のひとつの事業であり、運営に当たって、建物やスタッフの確保、提供しているサービスも、たとえば高齢者と自立援助ホーム利用者の給食サービスを合同で行うなど、他の事業と連動して行っている。

NPO法人による運営は、志を持つものたちが自立援助ホームを開設しようとする時、法人格として社会的な認知が可能で比較的條件が整いやすいという利点がある。しかし、資産を持たないことで借入金制度を利用できない、あるいは税制上の優遇措置がないなど、社会福祉法人に比べると限界があり、不利な状況に置かれている。このような現状の下で、自立援助ホーム職員を先頭にした努力と工夫によって組織が保たれているのが実態である。

C 任意団体を支える人々

任意団体として運営している岡田ホームでは、「岡田ホームを支える会（会員10名）」

が同ホームの運営を支えている他、様々な人たちが支援している。天神ホームでは、ボランティア約30名が食事づくりに参加し、賛助会員約100名が年会費3000円を支払って、その運営を支えていた。

自立援助ホームに対する社会福祉法人の支援は、法人の性格により異なっている。「単独」型の社会福祉法人やNPO法人は、自立援助ホームの運営を支えることを目的に組織されているので、財政的にバックアップすることをはじめとした全面的なバックアップ体制をとっている。しかし、法人自体の基本財産が乏しく、基盤の弱さが弱点となっている。「複合施設運営」型の社会福祉法人は、支援するために社会福祉法人の財政的・人的な資源の「持ち出し」をすることになり、理事会の深い理解をえなければ、このような支援はできない。既存の社会福祉法人が自立援助ホームの運営に二の足を踏む理由がここにある。任意団体立の自立援助ホームは、一部の支援者の善意によって支えられてはいるが、「孤軍奮闘」の観は否めない。

(2) 自立援助ホーム運営の実態

自立援助ホームの運営実態を、①運営費、②利用者定員と物件の確保、③スタッフの勤務実態、の3点にまとめ、以下に示す。

① 運営費

同じ「社会福祉法人立」の自立援助ホームでも、法人のあり方によって運営費の総額が大きく異なっている。ここでは、主に運営費に占める公的資金の金額や割合に重点をおいて述べていく。

A 社会福祉法人立の自立援助ホームの

運営費

単独型はすべて東京都にある自立援助ホ

ームで、ここには国の補助金（※）の他に東京都から各ホーム約1000万円の補助金収入があるが、その他に、法人がバザーや寄付金によって得た収入や利用者の支払う利用料、補導委託費を運営費として確保し、予算総額は国、地方自治体の補助金の2倍以上を計上している。

同じ東京都内の自立援助ホームでも、「複合施設運営型」である自立援助ホームは、法人による運営費補助がある。「あすなろ荘」は、国の補助金に都の助成金を合わせて約1000万円、他に法人から約600万円の補助がある。「ミカエラホーム」では、国・都からの補助金の他に、バザーの売り上げ（約100万円）、法人からの援助金（300万円）その他あわせて約1500万円で運営している。

東京都以外の「複合施設運営型」では、自治体独自の補助金上乗せの有無が、そのまま各自立援助ホームの運営費の格差となっている。

「せんだんの家」は、仙台市からの補助金が国からの補助金とあわせて約1,400万円支出されている。同じく「双葉ホーム」は、北九州市から約1800万円の補助金が、「慈泉寮」には国からの補助金に市が上乗せして約1800万円の補助金が出ている。

「島添ホーム」は収入の8割が、国・県からの補助金（国基準に自治体の上乗せあり）によって運営されているが、それでも人件費は非常勤職員2名分しか確保できず、自活訓練事業と合同で運営することで、常勤職員を確保してなんとか運営できている。

「鳥取フレンド」は、総額1400万円のうち国、県からの補助金は国基準通りで、定員12名で約800万円になる。その他に後援会からの約140万円の資金援助や、補導委託費などを合わせて1400万円を確保している。

社会福祉法人立の自立援助ホームは、法人の支援と合わせて各自治体による補助金上乗せがあることで、自立援助ホームの運営が何とか確保されている。それでも児童福祉施設に支払われる措置費に比べれば少ない運営費である。また、各自立援助ホームの運営費の格差は自治体補助金の格差をそのまま反映していることがわかる。しかし、自治体が国基準に上乗せしている金額も、あくまでも「補助金」であり、今後各自治体の財政悪化による補助金カットが予想されるなど、緊迫した財政事情にある。

(※) 国からの補助金は、地方自治体と折半で合計 243 万 5000 円 (定員 6 名までの基準額) であった。ただし平成 16 年度から「対外関係調整費」という費目を設け、それとあわせて約 2 倍の 519 万 1000 円に増額されている。

B NPO法人立の自立援助ホーム

NPO法人立の自立援助ホームに対して、自治体の補助金上乗せがあるのは、一部の自立援助ホームに限られている。

「ベアーズホーム」、「カーペディエム」に対して埼玉県は、県単事業として補助金を各自立援助ホームに対して約 300 万円上乗せしており、6 名定員で補助金は約 800 万円になる。その他に法人からの資金援助や利用者負担金、補導委託費と寄付金をあわせて約 1000 万円を運営費として確保している。しかし、当然それだけでは十分とは言えず、そのしわ寄せは人件費にいつている。

「複合施設運営型」に近いとしたNPO法人でも、おのおのの事情はかなり異なる。「元気さん」は東京都からの補助金が上乗せされて支給されている。

それ以外のNPO法人立の自立援助ホームは、自治体の上乗せはない。運営費の不足分は、支える会の会費・寄付金、バザー

収益金、チャリティコンサートの収益などで賄っている。そのため、これらの活動に職員の労力が多く割かれている。

「大阪自立援助の家」はNPOの法人格をもっているが、自立援助ホームとして国庫補助金を受けていない。公的な性格は補導委託契約先として、設立3年半後によりやく登録された。開所の翌年、ホーム長が運営費不足を補うためにパートタイマーとして働き始めるが、翌年交通事故にあい、退職している。現在は、里親登録をし、また補導委託を1～2名受けて経費を捻出する以外は、ホーム長自身が個人負担する形で運営費を捻出している。

新設された自立援助ホームのヒヤリングでは、特に初年度の苦しい実情が明らかになった。「カーペディエム」は、開設準備金(物件・家具什器確保など)や、補助金支給までの運営費分として約 500 万円を自己資金(借金)で賄わなければならなかった。

「人力舎」は、初年度の補助金が年度末にしか支出されないため、開設準備金で1年間運営していかなければならず、その結果常勤職員の人件費が支払えないという苦しい運営を迫られた。これらの事例により、通常の運営費の確保とともに、自立援助ホームの立ち上げ資金の確保が課題として提起された。

C 任意団体立の自立援助ホーム

任意団体の運営費は、きわめて低額であった。「岡田ホーム」は運営費総額が約 500 万円で、その 8 割が国・地方自治体からの委託金で賄われている。それ以外には子どもの負担金(月 1 万円)があるが、未納の子も多い。それ以外の収入として寄付金があるが僅かである。運営費の少なさは、人件費を非常に廉価に抑える、自宅を使い住居費を節約するなど、あるいはホーム長夫妻の「目に見せない持ち出し」に依拠して

いるのであろう。

天神ホームはまったく公的資金を得ることなく、支援者の寄付金とボランティアによって運営している。「デンマーク牧場子どもの家」は、国基準の庫補助金のみで、県の上乗せはない。不足分を補うため、牧場の生産物の販売利益を運営費にあてているが、運営はかなり厳しい。

自立援助ホームが 1997 年に児童福祉法に位置づけられ、公的な補助金が保障されたことの意義は大きい。このことにより、自立援助ホームの設立が加速されたことは確かである。しかし、NPO 法人立、任意団体立の自立援助ホームの運営費は、社会福祉法人立のそれと比較すると、さらに厳しい状況にある。そこで、活動に必要な経費を捻出するために、法人、自立援助ホームスタッフが一体となって、資金獲得のための活動に取り組む、あるいは経費の節減に努めるなどの努力をしなければならないことになる。これは、「さがけ期」当時の自立援助ホームの活動と重なるものである。

② 利用者定員と物件の確保

i 利用者定員

自立援助ホームの利用定員は、多くが 5～6 名である。(19 箇所)その他、10 名定員は 3 箇所、12 名定員が 1 箇所、20 名定員が 2 箇所ある。(表2参照)

6 名定員の自立援助ホームが多くを占めるが、デンマーク牧場子どもの家のように、6 名定員といっても、全体の利用者のうち 6 名を自立援助ホーム枠としている例外もある。また、来年度からベアーズホームでは地域のニーズに応えるために現在の 6 名から 10 名へ、またはせんだんの家はやまびこの閉鎖にともなって、10 名定員を16名定員の男女混合に変更予定である。逆に、鳥取フレンドは、同じく来年

度、12名定員を 6 名に減員する予定である。

同じく自立援助ホームといっても、そこでの生活集団規模が利用者の生活にどのような影響を持つのかは、考慮されるべきである。運営する側が、それをどう考え、配慮していくのかは大きな課題である。入所定員に関しては、各ホームともし試行錯誤段階で、今後とも流動性が予想される。

また、注目すべき点として、性別によって入所を分けている自立援助ホームと男女混合で入所させている自立援助ホームがあることである。男性、または女性に利用者を限定している自立援助ホームは、「女性のほうがアパートを借りにくいので自立困難」(ピアホーム)など地域性によるものや、それまでの「女子寮」として自立支援を行ってきた実績から女性に限定する(ミカエラホーム)などの事情がある。それ以外には、同一地域に男子と女子の 2 箇所の自立援助ホームがあり役割分担をしていた(仙台市内における「やまびこ」と「せんだんの家」)場合もある。

このように、利用者の性別によって入所を限定している理由は、一律ではない。一方、男女を混合で受け入れている自立援助ホームがどのような理念を持って受け入れているのかは、今回のヒヤリングでは明らかにできなかった。